令和7年度 大阪市こども誰でも通園制度 新規事業者の募集について <令和8年4月開始>

はじめに ・・・2 事業の目的と公募の概要 ・・・3 募集内容について ・・・4 実施要件について ・・・5 事業開始時期・補助金 ・・・6 主な応募資格 ・・・7 申請(応募)手続き ・・・9

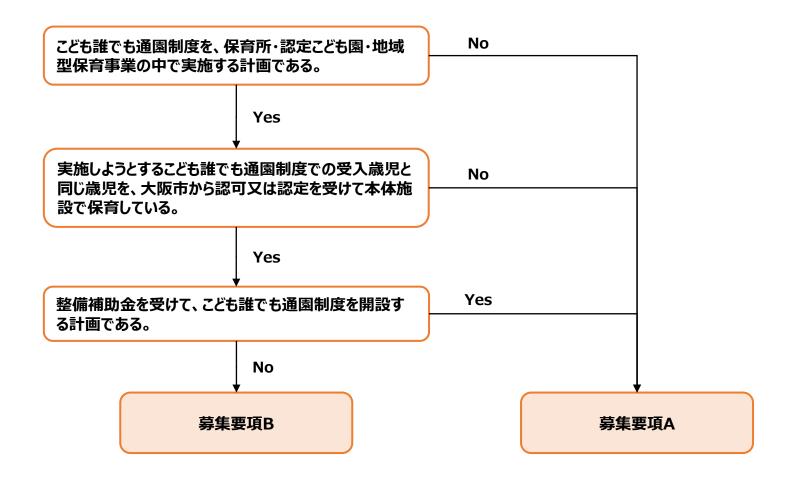


こども青少年局幼保施策部 幼保企画課企画調整グループ

【はじめに】

- ・今回の大阪市こども誰でも通園制度の実施事業者募集では、2種類の募集要項があります。 こども誰でも通園制度を実施しようとする施設によって、それぞれ適用する募集要項が異なりますので、あらかじめよく確認してください。
- ・この説明は、募集要項Aの内容に沿って説明しますが、特に説明がない限り、募集要項Bとも共通の内容となっております。
- ・この説明は募集要項の概要の説明となりますので、募集内容の詳細については、それぞれの募集要項をご確認ください。

【簡易フローチャート】



1 事業の目的と公募の概要

- ・乳児等通園支援事業(通称:こども誰でも通園制度)は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働 き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。
- ・利用対象は、保育所等を利用していない生後6か月~満3歳未満のこどもです。
- ・こども誰でも通園制度は、令和7年度より児童福祉法における認可事業となりました。
- 令和7年度は地域子ども・子育て支援事業の1つとして、令和8年度からは新たな給付事業として全国で実施されます。
- ・大阪市ではこども誰でも通園制度を実施する事業者を、公募により募集します。

こども誰でも通園制度の意義

【こどもにとって】

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られます。
- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができます。
- ・年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達。に資する豊かな経験をもたらします。

【保護者にとって】

- ・地域の様々な社会的資源につながる契機となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります。
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ自分のための時間を過ごすこと で、育児に関する負担感の軽減につながります。

【事業者にとって】

- ・これまでの保育とは異なる難しさがある一方で、これまで接する機会の少なかったこどもや家庭と関わることで、保育者として有する専門性を地域のこどもの育ちのためにより広く発揮で きます。
- ・利用児童の減少等により定員を満たすことが難しくなりつつある保育所等において、キャリアを重ね、高い専門性を有する保育者などの人材を手放すことなく、事業を継続したり、発 展させたりしていく可能性が広がります。

4 募集内容について

項目	内容		
利用対象者	大阪市内に居住する、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていない0歳6か月〜満3歳未満の未就園児。ただし、企業主導型保育事業所を除く認可外保育施設に通っている0歳6か月〜満3歳未満の園児は対象とする。 ※こどもの満3歳の誕生日の2日前までの利用となります。		
受入児童	受け入れる児童は次のいずれかとする。なお、歳児は当該年度の4月1日時点を基準とする。 ア 0歳児、1歳児及び2歳児 イ 1歳児及び2歳児 ウ 2歳児のみ ※ただし、近接する事業所において、進級に伴う連携ができ、利用者が進級後も本制度を継続的に利用できる場合はこの限りではない。		
事業内容	利用者に対し、月10時間以内の定期的又は定期的でない柔軟な預かりを行う。実施方法については一般型(在園時合同)、一般型 (専用室独立)又は一般型(独立施設)のいずれかで実施することとし、余裕活用型については対象としない。なお、同年齢保育または異 年齢保育は問わない。		
実施施設	大阪市内に所在する、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援 センター等		
実施日	事業者において決定する。ただし、毎月延べ50時間以上の、受け入れ枠を確保すること。 ※毎月実施してください。		
利用料	こども一人 1 時間あたり300円。給食費、おやつ代、おむつ代等個々の利用対象者(保護者)にかかる実費については、別途徴収することができる。 (注)利用対象者(保護者)の都合により利用日当日を含めキャンセルした場合の利用料は施設の裁量により徴収することも可能とするが、その場合は、利用対象者(保護者)に対してその根拠、金額、キャンセル料の発生日時等について利用開始前に説明するものとし、当日の支払い予定額を超えて請求してはならないものとする。 なお生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯には利用料の減免制度がある。		
その他	利用申込受付や利用時間の記録等は、国が開発した総合支援システムの利用が必須となる。		

[※]上記内容は、令和8年度以降、国における事業内容の検討結果等に伴い変更になる可能性があります。

5 実施要件について

(1)設備運営基準について(一般型)

主な項目	主な内容		
非常災害対策	・乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。・乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月一回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。		
安全計画の策定等	・乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、安全に関する事項についての計画を策定し、当該安全計 画に従い必要な措置を講じなければならない。		
平等原則	・乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。		
虐待等の防止	・乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。		
衛生管理等	 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 		
食事	・乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を値 えなければならない。		
設備	・(0~1歳児)乳児室又はほふく室の面積:1人あたり3.3㎡ ・(2歳児)保育室の面積:1人あたり1.98㎡ ・便所を設けること ・2階以上で実施する場合は、所定の階段等を2以上設けること		
職員配置	・(0歳児)こども3人に保育従事者1人 ・(1~2歳児)こども6人に保育従事者1人 ・保育従事者の半数以上は保育士資格を持つ者であること		

6 事業開始時期

・原則として令和8年4月1日より事業開始

7 補助金

(1)運営補助金 (令和8年度単価が公表されていないため、令和7年度の補助単価を記載)

分類	項目	内容	金額 (こども1人1時間あたり)
基本単価	0 歳児	0歳児のこども1人につき1時間の利用に対して支払われます。	1,300円
	1 歳児	1歳児のこども1人につき1時間の利用に対して支払われます。	1,100円
	2 歳児	2歳児のこども1人につき1時間の利用に対して支払われます。	900円
加算	事務費加算	こども1人につき1時間の利用に対して支払われます。	120円
	障がい児加算	障がいを持つこども 1 人につき 1 時間の利用に対して支払われます。 対象のこどもがいる場合、利用開始前に本市にご連絡ください。	400円
	医療的ケア児加算	医療的ケアが必要なこども 1 人につき 1 時間の利用に対して支払われます。 対象のこどもがいる場合、利用開始前に本市にご連絡ください。	2,400円
	要支援家庭加算	支援が必要な家庭のこども 1 人につき 1 時間の利用に対して支払われます。 対象となるのは、本市から各施設に受け入れを依頼したこどもに限ります。	400円
減免の補填分	生活保護世帯	利用者が生活保護世帯を理由に利用料の減免対象となっている場合、減免分を本市から支払います。	300円
	非課税世帯	利用者が市町村民税非課税世帯を理由に利用料の減免対象となっている場合、減免分を本市から支払います。	240円

[※]上記内容は、令和8年度以降、国における事業内容の検討結果等に伴い変更になる可能性があります。

7 補助金(続き)

(2)~(4)その他補助金 (現時点で国からの公定価格が通知されていないことから、参考資料として令和7年度の補助単価を記載する。)

補助の種類	内容	最大補助基準額	最大補助額
ICT補助金	こども誰でも通園制度実施施設におけるICT化を推進するための費用の一部を補助します。 なお、こども誰でも通園制度を実施する保育所等において、すでにICT化に係る補助を受けている場合は対象 外です。	200,000円 (1施設あたり)	150,000円 (1施設あたり)
整備補助	こども誰でも通園制度を実施するうえで、適切な環境を整えるために、必要な経費(改修費等、賃借料(礼金を含み、敷金を除く。))の一部を補助します。 ①賃貸物件を利用して事業を実施する場合の礼金、賃借料 (ア)こども誰でも通園制度の実施に供するため、令和7年度中に新たに賃貸借契約を締結した物件にかかる経費に限る (イ)賃借料は、こども誰でも通園制度実施施設の開設前1か月の賃借料とする ②環境整備にかかる改修費等 対象経費はこども誰でも通園制度を実施するために必要な工事請負費等。現存しかつ基準を満たしている設備の交換、機能向上及び美装化等については、補助対象としない。	①600,000円 ②4,324,000円	①450,000円 ②3,243,000円
賃借料補助	こども誰でも通園制度を、民家・アパート等を活用して、実施する場合に必要な賃借料(開設前 1 か月分の 賃借料及び礼金を含み、管理費・共益費を除く。)を補助する。	255,500円 (1か月あたり)	255,500円 (1か月あたり)

※上記内容は、令和8年度以降、国における事業内容の検討結果等に伴い変更になる可能性があります。

8 主な応募資格

- ・保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援センター 等を運営している事業者のうち、対象施設等において利用対象者の受入時間数を月5人分(延べ50時間)以上確保できる事業者
- ・募集要項Aは4ページ、募集要項Bは3ページに記載の「5実施要件」を満たした上で本事業を実施することができる事業者であること
- ・専ら宗教活動や政治活動を目的とした事業者でないこと
- ・納税義務者にあっては市税の未納がないこと

14 申請(応募)手続き

(1)募集要項の配布

令和7年10月1日(水)~令和7年10月31日(金)

(2) 応募相談

令和7年10月1日(水)~令和7年10月31日(金)

※応募相談は前日までに必ず電話で予約してください。予約状況により、希望の日時に対応ができない場合があります。

(3) 応募にかかる事前登録

令和7年10月1日(水)~令和7年10月24日(金)

応募する場合は事前登録申込書(様式第1号)に必要事項を記載し、添付書類を添えて事前登録を行ってください。なお、事前登録を行っていない応募予定事業者及び案件は、受付期間内に応募書類を持参しても受付をいたしません。

※事前登録前に、原則1回は応募相談を行ってください。

【必要書類】

- ·事前登録申込書
- ·応募事業者確認書類

(法人の場合) 法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)、印鑑登録証明書

(個人の場合)住民票の写し(原本が必要)、印鑑登録証明書

- ・誓約書
- ・応募物件の登記事項証明書
- ・整備工事スケジュール表(整備工事をする場合)
- ・検査済証(既存の建物を使用する場合)

検査済証がない場合、それに代わる書類の提出を求めます。詳細は募集要項をご確認ください。

(4) 応募書類の受付

令和7年10月1日(水)~令和7年11月4日(火)

- ※ 応募書類の提出は持参のみとし、郵送等による受け付けは行いません。なお、書類の提出時に提出書類が揃っているか確認を行います。確認に時間を要する場合がありますので、必ず事前に連絡をお願いします。また、提出書類に不足等がある場合は、受付できません。
- (5) 応募書類提出にかかる留意事項
 - ・応募書類は、正本1部及び副本(写し)5部の計6部とします。
 - ・提出書類一覧表(チェック表)等を参照のうえ、必要書類を提出してください。
 - ・その他の事項については募集要項をご確認ください。
 - ※副本については応募書類提出期間中に本市が確認した正本を複写し、令和7年11月7日(金)までに提出してください。
- ※募集要項Bにより応募される場合、事前登録手続き及び副本の提出は不要となります。

15 運営予定者の選定<u>(募集要項Aのみ)</u>

- (1) 運営予定者の選定について
 - ・運営予定者の審査は、外部有識者で構成する審査会により行います。
 - ・審査では各応募事業者について、応募書類及び応募事業者へのヒアリングにより総合的に審査を行います。
 - ・審査は、審査基準に基づき行います。
 - ・運営予定者は審査会の審査結果を踏まえ、大阪市が決定します。
- (2)審査会及び審査方法について
 - ・審査会におけるヒアリングは、応募事業者の代表者(又は、事業責任者)及び管理者(予定者)の出席が必要となります。なお、ヒアリングには4人まで出席可能です。ただし、出席できるのは、経営者、従業員及び採用予定者に限ります。
 - ・審査会は令和7年12月上旬~中旬に実施します。
 - ・審査会においては、「事業者の概要」、「事業計画」、「整備計画」について評価を行い、各項目において50%以上を獲得し、かつ、全体で60%以上を獲得した事業者を予定者選考の対象とします。

【審查項目】

審査項目		審査内容(概要)	
事業者の現況	①事業者の運営理念・乳児等通園支援の方針について ③代表者・事業責任者について ⑤良好な運営確保についての方法及び考え方について ⑦規程整備について	②事業者の役員構成・法人事業部等の組織体制等について ④監査指摘の事後対応について ⑥財政基盤・財務状況について	
事業計画		#について ③管理者について 情育成に関する考え方について ⑥教育・保育に関する全体的な計画等について 事等非常時の安全管理について	
整備計画	①施設整備にかかる資金計画について	②認可基準等に関わる設備について	

※こども誰でも通園制度を、認可を受けた保育所、幼稚園等の中で実施する計画の場合、上記項目を一部省略して審査します。

問合せ先

大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課(企画調整グループ)

住所:大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所地下1階北側

電話:06-6208-8665